

SUGESAWA NO OKA

「明るい光をたくさん浴びて楽しく暖かく希望がいっぱい」

「すげさわの丘」は、身体に重度の障がいがあり、常時介護を必要としているが、家庭で十分な介護を受けることが、困難な状態にある方々が利用され、医学的管理の下に治療、訓練、生活支援を受け、身体の機能の保持、増進を図り、また精神的安定と自立心の向上を図る施設です。

設備としては、リハビリテーション用各種機器・特別浴室(車椅子・ストレッチャー)・一般浴室・家庭復帰を目的として家族と一緒にの生活を行なう日常動作訓練室等を備えています。



サービスの内容

食 事	朝7時45分、昼12時、夕18時～18時30分
排 泄	適宜交換を実施し快適さの確保を図っています。
入 浴	一般浴室の他、座ったまま、寝たままでも入浴できる特別浴室もあります
リハビリ	個別の障がい、症状に応じ、医師の指導指示および機能訓練指導員による、リハビリテーションを行っています。
医 療	定期回診として内科、歯科さらに必要に応じ協力病院の診察を受けられます
行 事	四季折々のイベントを行っています。
日中活動	創作活動、脳トレ、音楽、ゲームなど。
面 会	いつでも自由にできます。



フラワーアレンジメント



野菜作り



棟活動・食事会



外出支援

サービスの種類

■施設入所支援 生活介護

■短期入所

常に介護を必要とする方に、介護者が疾病・介護疲れ・その他の理由により、自宅での生活が困難になった場合などに、短期間（夜間を含め）施設で、入浴・排泄・食事・日常生活上の支援を行ないます。

■日中一時支援

障がい者（児）を介護している家族が、自宅における介護が一時的に困難になった場合、障がい者（児）に対し日中活動の場を提供し、その家族の介護負担の軽減を図ります。

■特定相談支援・特定障害児童相談支援

障がい者・障がい児が、障がい福祉サービスや障がい児通所施設を利用する前に利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行います。

■一般相談支援

障がい者が、入所施設や病院から地域へ移行する際や、地域生活を継続するための相談や計画を支援します。

障がい者相談支援センター
すげさわの丘

ふらっと

何でもご相談下さい

●利用案内(月～金)／9:00～17:00
フリーダイヤル **0120-47-6144**

障がいのある方、その保護者・介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や紹介・実際のサービス利用申請の援助・権利擁護のために必要な援助等を実施いたします。何でもご相談ください。

内容に応じて次のようなサービスを実施します。

- ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の利用援助
情報提供・助言・申請代行など
- 社会資源を活用するための支援
福祉施設や生活情報の提供、外出や移動等の情報を提供することにより支援します。
- 社会生活力を高める支援
- ピア・カウンセリング
障がい者自身がカウンセラーになって、悩みを語り合い、生活上の問題を仲間同志でサポート出来るように支援します。
- 専門機関への紹介
必要な専門機関を紹介・同行して、連絡と調整をします。
- その他
その他、様々な相談に応じます。(補装具・介護用品等)

どんな相談ができるの？

- どんなサービスがあるのか知りたい
- サービスを使いたいけど、どうしたらよいか分からない
- 利用サービスの計画をたててほしい

主な行事

花 見



サマーパーティー



ちぎり絵



書 道



餅つき



施設概要

開設年月日	平成4年10月1日
利 用 定 員	70名 短期入所 4名
機 能	障害福祉事業（施設入所支援・生活介護）、 短期入所事業、日中一時支援事業・相談支援事業
所 在 地	〒990-2367 山形県山形市すげさわの丘727番地47
敷 地 面 積	11,950.98㎡
建 物 面 積	3,255.15㎡
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建1棟

利用手続き

身体障害者手帳（1～3級）の交付を受けた、障害支援区分4以上（50歳以上の方は3以上）満18歳以上の常に介護を必要とする、身体に障がいのある方が対象です。
利用を希望される方は、お住まいになっている福祉事務所、または市町村役場で相談の上、受給者証の交付を受け、施設との契約手続きになります。